第1回鶴岡市情報公開 · 個人情報保護審查会

平成28年5月20日(金) 鶴岡市役所 4階ロビー

一次第一

- 1 開 会
- 2 鶴岡市情報公開条例、鶴岡市個人情報保護条例等の改正について
- 3 平成27年度の実施状況について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

鶴岡市情報公開条例、鶴岡市個人情報保護条例等の改正について

1 改正の経緯

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の施行(H27.10.5から段階的に施行)に伴い、特定個人情報等の取扱いの特例を定めるため、鶴岡市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)及び鶴岡市個人情報保護条例施行規則(以下「保護規則」という。)を昨年9月に改正した。

また、行政不服審査法の全部改正(H28.4.1施行)に伴い、鶴岡市情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)、鶴岡市情報公開条例施行規則(以下「情報公開規則」という。)、保護条例及び保護規則を本年3月に改正した。

2 番号法の施行に伴う改正

(1) 改正の理由

番号法の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取扱い並びに市が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止について必要な措置を講ずることとされたことから、番号法の規定による行政機関個人情報保護法の規定の読み替えに準じて特例を定める等の措置を講ずる必要があったため

- ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抜粋) (地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)
- 第 31 条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者… (略)…が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止…(略)…を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 改正の概要

ア 定義の追加・変更 (保護条例)

「特定個人情報」「情報提供等記録」「保有特定個人情報」についての定義を加え、「個人情報」の定義から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外していた規定を削除し、当該情報も個人情報として扱う変更を行った。

(参考) 改正後の個人情報 (条例、番号法)、特定個人情報及び情報提供等記録の範囲

保護条例の規定による個人情報 番号法の規定 (=個人情報保護法の規定) による個人情報 特定個人情報 情報提供等記録 イ 特定個人情報に係る取扱いの特例(保護条例)

特定個人情報に係る取扱いの特例を別紙のとおり定めた。

ウ 様式等の改正(保護規則)

個人情報取扱業務登録簿の記録項目に個人番号の欄を追加し、開示請求等の本人確認書類 に個人番号カードを加えた(住民基本台帳カードは削除)。

(3) 施行期日

H27.10.5 (特定個人情報の目的外利用に係る規定(情報提供等記録に係るものを除く。) についてはH28.1.1、情報提供等記録に係る規定については番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(H29.1.1予定))

3 行政不服審査法の施行に伴う改正

(1) 改正の理由

行政不服審査法の全部改正に伴う条文整備を行う必要があったほか、開示決定等に対する審査請求審査に係る審査手続について、現行の審査制度を維持するため

(2) 改正の概要

ア 審理員の指名手続等の適用除外(情報公開条例、保護条例)

開示請求等に係る決定又は不作為に対する審査請求については、行政不服審査法の規定による審理員の指名等の手続を適用しないこととした(=鶴岡市行政不服審査会への諮問も不要となり、現行どおり鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されるもの)。

イ 諮問事項の追加(情報公開条例、保護条例)

開示請求等に係る不作為に対する審査請求についても鶴岡市情報公開・個人情報保護審査 会に諮問することとした。

ウ 教示文の改正(情報公開規則、保護規則)

異議申立てが審査請求に統一され、また、審査請求をすることができる期間が、処分決定を知った日から3月以内に延長(従来は60日以内)されたことから、各様式の教示文について所要の修正を行った。

エ 提出資料の写しの送付(情報公開規則)

情報公開・個人情報保護審査会設置法が改正され、審査会に提出された資料等について、 当該資料を提出した者以外の関係者にその写しを送付することとされたことから、鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会においても同様に対応することとした。

オ 写しの作成費用の額の改正(情報公開規則、保護規則)

写しの作成費用のうち、カラーで複写したものの額を1枚20円とすることとした(従前は、1枚100円)。

(3) 施行期日

H28.4.1

	個人情報		
		特定個人情報	情報提供等記録
提供	次の各号能 (1) と ささ にめ 利 事利供が お等な (2) 出いると にめ 利 事利供が お等な (2) 出いると (3) て 人のかと (4) と (5) と (5) と (5) と (6) の しると (7) て に と 認 の に と を と な と と な に め 利 事 利 供 が お 等 な の と ま な 施 は は き る と に め 利 事 利 供 が お 等 な の に を 務 付 に と を ま な に と な に め 利 事 利 供 が お 等 な つ に を 務 付 に と を ま な に と と 国 に や 要 な で と と 国 に を 務 付 に と と 国 に を 務 付 に と と と 国 に を 務 付 に と と 国 に を 務 付 に と と 国 に を 務 付 に と 認 に と る と 国 に を な か の ら と は 関 必 に と る と 国 に を 務 付 に と 認 に と と 国 に を 務 付 に と 認 に と る と 国 に を 務 付 に と 認 に と る と 国 に を 務 付 に と 認 に と る と 国 に を 務 付 に と 認 に と る と 国 に を 務 付 に と 認 に と る と 国 に を 務 付 に と 認 に と る と 国 に を 務 付 に と 認 は に を 務 付 に と 認 は に を 務 付 に と 認 に と る と 国 に を 務 付 に と 認 に と る と 国 に を 務 付 に と 認 に と る と 国 に を 務 付 に と 認 に と 認 に と る と は は は は は は は は は は は は は は は は は	人はおいて、 の生命のはある本、をでするのはのはある本、をですのはるる本、をですのはるる本、をですのはるるとき。 番号に要ったのはるるとき。 本のするのはるるとき。 本のするで同本ことを表示。 本のするで同本ことを表示。 本のするで同本ことを表示。 本のするで同本ことを表示。 本のするで同本ことを表示。 本のするで同本ことを表示。 本のするで同本ことを表示。	不可づく場合に限り可
開示等請求権	会の意見を聴いた上で、相当の理由があると認められるとき。	本人、法定代理人又	又は任意代理人
利用停止請求	条例の規定に違反して取得、利用又は提供されている場合に請求可能	左欄の場合の規 を が、 は を を を を を を を を を を は は は は は は は は は は は は は	不可
他の法令等に よる開示の実 施との調整	調整あり(他制度優先)	調整なし(他の法分開示と重複して開え	
事案の移送	他の実施機関において開示決定等をで な理由があるときは可能	ナることにつき正当	不可
訂正請求に基 づく訂正の通 知先	情報の提供元		総務大臣及び情 報照会者又は情 報提供者

[※] 特例の定めがない事項(取得の制限、訂正請求等)については、特定個人情報の取扱い においても個人情報の取扱いに係る規定が適用される。

鶴岡市情報公開条例(平成17年鶴岡市条例第8号)新旧対照表

改正後	改正前	備考
(審査請求に関する手続等)	(不服申立てに関する手続等)	
第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適 用しない。		審理員の指名手続の適 用除外を定めるもの
2 開示決定等 <u>又は開示請求に係る不作為について審査請求</u> があったときは、 <u>当該審査請求に係る</u> 審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問(議会にあっては、意見の聴取)をして、 <u>当該審査請求に対する</u> 裁決を行わなければならない。	第17条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問(議会にあっては、意見の聴取)をして、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。	開示請求に係る不作為 についての審査請求に ついても審査会に諮問 することとするもの
(1) <u>審査請求</u> が不適法であり、却下する <u>場合</u>	(1) <u>不服申立て</u> が不適法であり、却下する <u>とき。</u>	
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の 全部を開示することとする場合(第13条第1項又は第2項の規定によ り意見を述べる機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の 意思を表示した場合を除く。)	(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る 公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更 し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。 ただし、第13条第1項又は第2項の規定により意見を述べる機会を与 えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示したときを除 く。	
3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければならない。		審査請求があったときは、処分庁は弁明書を作成しなければならないこととされたことから、審査会へ諮問するときは、当該弁明書の写しを添付することとするもの
4 第2項の規定により諮問又は意見の聴取(以下「諮問等」という。) をした審査庁(以下「諮問庁」という。)は、 <u>審査請求人</u> その他関係人	2 <u>前項</u> の規定により諮問又は意見の聴取(以下「諮問等」という。)を した <u>処分庁又は</u> 審査庁(以下「諮問庁」という。)は、 <u>不服申立人</u> その	

改正後	改正前	備考
に対し、諮問等をした旨を通知しなければならない。	他関係人に対し、諮問等をした旨を通知しなければならない。	
(審査会の設置) 第18条 前条第2項及び鶴岡市個人情報保護条例(平成17年鶴岡市条例第		
9号。以下「保護条例」という。) <u>第36条第2項</u> の規定による諮問に応じ、 <u>審査請求</u> について調査審議するため、審査会を置く。	9号。以下「保護条例」という。) <u>第36条第1項</u> の規定による諮問に応じ、 <u>不服申立て</u> について調査審議するため、審査会を置く。	
(審査会の調査等)	(審査会の調査等)	
第21条 (略)	第21条 (略)	
2 審査会は、必要があると認めるときは <u>、審査請求人</u> 、参加人 <u>(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u> 又は諮問庁(以下「 <u>審査請求人等</u> 」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	庁(以下「 <u>不服申立人等</u> 」という。)に <u>意見書又は資料の提出を求める</u> こと、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求	人の定義が明確にされ
3 審査請求人等は、審査会に対し、意見を述べ、又は資料を提出することができる。	3 不服申立人等は、審査会に対し、意見を述べ、又は資料を提出することができる。	
4 (略)	4 (略)	
5 審査会は、諮問等に対する答申をしたときは、答申書の写しを <u>審査請求人</u> 及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。	<u></u>	

鶴岡市個人情報保護条例(平成17年鶴岡市条例第9号)新旧対照表(H27.10.5施行分)

改正後	改正前	備考
(定義)	(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。	
(1) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。	(1) 個人情報 個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) をいう。	番号法の規定における個人 情報の定義に合わせ、事業 を営む個人の当該事業に関 する情報も個人情報に含め ることとするもの
(2) (略)	(2) (略)	
(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した 個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものと して、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書 (鶴岡市情報公開条例(平成17年鶴岡市条例第8号)第2条第2号 に規定する公文書をいう。第5号において同じ。) に記録されているものに限る。	(鶴岡市情報公開条例(平成17年鶴岡市条例第8号)第2条第2号	
(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」 という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。		
(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得 した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用す るものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、 公文書に記録されているものに限る。		
(6) (略)	<u>(4)</u> (略)	
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)	共通見出しに変更

改正後	改正前	備考
 第7条 実施機関は、個人情報取扱業務の目的以外の目的のために保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。) を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)~(8) (略) 2・3 (略) 	第7条 実施機関は、個人情報取扱業務の目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号	特定個人情報については、 本条の適用外とするもの (特定個人情報に係る利用 及び提供の制限について は、第7条の2で規定)
第7条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合 を除き、特定個人情報を提供してはならない。 (開示請求権)	(開示請求権)	特定個人情報の提供の制限 については、番号法の規定 が直接適用されるが、確認 的に条例にも規定するもの
第13条 (略) 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 (保有特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人) その他実施機関が特別の理由があると認める者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。	第13条 (略) 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が特別の理由があると認める者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。	特定個人情報については、 任意代理人による請求も可 能とするもの
(保有個人情報の開示義務)	(保有個人情報の開示義務)	
第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	
(1) (略)	(1) (略)	

改正後	改正前	備考
(2) 開示請求者(第13条第2項の規定により法定代理人等が本人に 代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及 び第4号、次条第2項並びに第21条第1項において同じ。)の生 命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	(2) 開示請求者(第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後 見人の法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあって は、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第21条第 1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれ がある情報	「法定代理人等」に任意代 理人も含むこととしたこと に伴う文言整理
(3)~(8) (略)	(3)~(8) (略)	
(他の制度との調整)	(他の制度との調整)	
第24条 法令等の規定により開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。) が第22条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合又は開示を受けることができるものが限定されている場合にあっては、当該期間内又は当該限定されているものに限る。) における当該保有個人情報の開示は、当該法令等の定めるところによる。	 第24条 法令等の規定により開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第22条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合又は開示を受けることができるものが限定されている場合にあっては、当該期間内又は当該限定されているものに限る。)における当該保有個人情報の開示は、当該法令等の定めるところによる。 2 (略) 	特定個人情報については、 情報提供等記録開示システム(マイナポータル)で確 認できるようにすることが 予定されていることから、 調整規定を適用しないこと とするもの(調整規定の適 用があると閲覧による開示 請求ができなくなるため)
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)	
第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 第6条の規定に違反して取得されているとき、第7条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条	第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 第6条の規定に違反して取得されているとき、又は第7条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有	
の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号 法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号	個人情報の利用の停止又は消去	

改正後	改正前	備考
法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録 されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去		
(2) 第7条第1項若しくは第2項 <u>第7条の2</u> 又は第8条の規定に 違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止	(2) 第7条第1項若しくは第2項又は第8条の規定に違反して提供 されているとき 当該保有個人情報の提供の停止	
2 (略)	2 (略)	

鶴岡印個人情報保護条例新旧利照衣(H28.1.1) 改正後	改正前	備考
第7条の2 実施機関は、個人情報取扱業務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために保有特定個人情報を自ら利用する必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。 2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を害することのないようにしなければならない。	,	特定個人情報の目的外利用の制限の例外の規定を設けるもの
3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、 特定個人情報を提供してはならない。	実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、 特定個人情報を提供してはならない。	
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)	
第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求 することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又	
(1) 第6条の規定に違反して取得されているとき、第7条第1項若しくは第2項若しくは第7条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去	しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号 法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録	
(2) 第7条第1項若しくは第2項、 <u>第7条の2第3項</u> 又は第8条の 規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停		

改正後	改正前	備考
止		
2 (略)	2 (略)	

改正後	改正前	備考
(定義)	(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	
(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(鶴岡市情報公開条例(平成17年鶴岡市条例第8号)第2条第2号に規定する公文書をいう。第6号において同じ。)に記録されているものに限る。	個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(鶴岡市情報公開条例(平成17年鶴岡市条例第8号)第2条第2号に規定する公文書をいう。 <u>第5号</u> において同じ。)に記録されているものに限る。	
(4) (略)	(4) (略)	
(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。		情報提供ネットワークシス テムを介した情報連携の記 録のこと
<u>(6)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)	
<u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)	
第7条の2 実施機関は、個人情報取扱業務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために保有特定個人情報 (情報提供等記録を除く。次項において同じ。) を自ら利用する必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。	第7条の2 実施機関は、個人情報取扱業務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために保有特定個人情報を自ら利用する必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。	
2 · 3 (略)	2・3 (略)	
(事案の移送)	(事案の移送)	

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

改正後

2 • 3 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第30条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) • (2) (略)

2 (略)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から 提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を することにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の 上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場 合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送 した旨を書面により通知しなければならない。

改正前

2 · 3 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第30条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) • (2) (略)

2 (略)

情報提供等記録に係る開示 請求については、事案の移 送を認めないこととするも の(情報提供等記録が作成 される場合は法により明確 にされており、事案を移送 する正当な理由が想定され ないため)

情報提供等記録を訂正した 場合の通知先については、 当該記録を保有している総 務大臣(情報提供ネットワ ークシステムの管理者)及 び情報照会者(又は情報提 供者)とするもの

情報提供等記録については、利用停止請求を認めないこととするもの(①そもそも条例等の規定に違反して取得、利用又は提供されることが想定されない、②不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないか等を確認するために情報提供等記録を利

改正後	改正前	備考
		用する必要性が極めて高い ため)

鶴岡川個八月報休護朱例利旧刈照衣 (nzo.4.1)加		7.11s.—Lo
改正後	改正前	備考
(審査請求に関する手続等)	(<u>不服申立て</u> に関する手続等)	
第36条 開示決定等、訂正決定等、前条において準用する第29条第3項 の決定(以下「利用停止決定等」という。)又は開示請求、訂正請求 若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政 不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しな い。		審理員の指名手続の適用 除外を定めるもの
2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求 若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき は、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場 合を除き、鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問(議会にあっ ては、意見の聴取)をして、当該審査請求に対する裁決を行わなけれ ばならない。	第36条 開示決定等、訂正決定等又は前条において準用する第29条第3項の決定(以下「利用停止決定等」という。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問(議会にあっては、意見の聴取)をして、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。	開示請求等に係る不作為 についての審査請求につ いても審査会に諮問する こととするもの
(1) <u>審査請求</u> が不適法であり、却下する <u>場合</u>	(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。	
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(第21条第1項又は第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した場合を除く。)	(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、第21条第1項又は第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示したときを除く。	
(3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個</u> 人情報の訂正をすることとする場合	(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。	
(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個 人情報の利用停止をすることとする場合	(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止 請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消 し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認	

改正後	改正前	備考
	して利用停止をすることとするとき。	
3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければならない。		審査請求があったときは、処分庁は弁明書を作成しなければならないこととされたことから、審査会へ諮問するときは、当該弁明書の写しを添付することとするもの
4 第2項の規定により諮問又は意見の聴取(以下「諮問等」という。)をした処分庁又は審査庁は、 <u>審査請求人</u> その他関係人に対し、 諮問等をした旨を通知しなければならない。	2 <u>前項</u> の規定により諮問又は意見の聴取(以下「諮問等」という。) をした処分庁又は審査庁は、 <u>不服申立人</u> その他関係人に対し、諮問等 をした旨を通知しなければならない。	

鶴岡市情報公開・個人情報保護条例の平成27年度施行状況一覧

【情報公開】

【			1
実 施 機 関 名	開示請求件数	開示決定等の件数	不服申立て件数
市長	40件	全部開示 38件(202)	0件
	次内訳総務部 4件企画部 1件市民部 33件商工観光部 1件建設部 1件	部分開示 6件(6)	
		不開示 0件(一)	
教育委員会	8件	全部開示 8件(22)	0件
		部分開示 5件(5)	
		不開示 4件(一)	
選挙管理委員会		ı	
監査委員		ı	
農業委員会		ı	
固定資産評価審査委員会		ı	
荘内病院	_		
消防	3件	全部開示 3件(3)	
		不開示 0件(一)	0件
		不開示 0件(一)	
議会		_	
合 計	51件	全部開示 49件(227) 部分開示 11件(11) 不開示 4件(一)	0件

【個人情報保護】

実 施 機 関 名	開示請求件数	開示決定等の件数	不服申立て件数
	8件	全部開示 4件(18)	
市長	※内訳総務部 1件	部分開示 2件(7)	0件
	市民部 4件 健康福祉部 3件	不開示 3件(一)	
合 計	8件	全部開示 4件(18) 部分開示 2件(7) 不開示 3件(一)	O件

^{※ ()}内は対象となった公文書の数